

犬の登録と狂犬病予防注射について

狂犬病は、人獣共通感染症（人も動物も同じく感染する病気）の中で最も恐ろしい病気とされています。国内では、昭和32年以降発生はありませんが、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域では、依然として発生しています。この狂犬病が国内で再び発生することがないように、「飼い犬の登録」と飼い犬に対する「狂犬病予防注射の接種」「鑑札・注射済票の装着」が義務付けられています。

狂犬病は、感染後、発症するとほぼ100%助かりません。しかし、予防注射をすることで、発症を防ぐことができます。毎年予防注射を受けさせることで、飼い犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人や他の動物への感染を防止できます。

4～6月は、『狂犬病予防注射月間』です。飼い主は、6月末までに飼い犬に予防注射を受けさせることが義務付けられています。

集合注射については、お住まいの市町村にお問合せください。

ご存知ですか？ 犬と猫のマイクロチップ制度

2022年6月1日から、ペットショップなどで販売される犬や猫には、マイクロチップの装着が義務化されました。ペットショップなどで購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際は、自身の情報に変更する必要があります。変更登録の手続きは、パソコンなどからオンラインで行えます。

一部の市町村に所在する犬については、当該マイクロチップ情報の登録が狂犬病予防法に基づく犬の登録申請とみなされ、その犬に装着されているマイクロチップは、狂犬病予防法に規定する鑑札とみなされることとなります。手続きについては、お住まいの市町村にお問合せください。

【問い合わせ先】 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 （電話：019-629-5323）



<厚生労働省啓発ポスター>

家庭用品などによる子どもの誤飲事故に注意しましょう！

誤飲事故は、家族が小児に注意を払っていても発生します。
小児のいる家庭では、小児の目に付くところや手の届く範囲には、
小児の誤飲しうる大きさのものは置かないようにしましょう。



誤飲時に注意が必要なもの

タバコ→ニコチン中毒のおそれがあります。

誤飲時は飲料を飲ませず、直ちに医療機関を受診すること。

飲料の空き缶、ペットボトル等を灰皿代わりにしたりしないこと。

医薬品など→薬理作用で思わぬ健康被害のおそれがあります。

プラスチック製品→お菓子などの包装材やラベル、フィルム等の誤飲事例が多いです。

気道閉塞等の危険があります。

磁石→複数個誤飲したときに、消化管に穴があくおそれがあります。

【参考】

- ◆ 厚生労働省ホームページ 「家庭用品等による健康被害病院モニター報告」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193024_00003.html

- ◆ 日本中毒情報センター

大坂中毒 110 番（電話：072-727-2499） 24 時間対応

つくば中毒 110 番（電話：029-852-9999） 9 時から 21 時まで

【お問合せ先】岩手県 県民くらしの安全課 生活衛生担当（電話：019-629-5360）





令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられてから1年が経過しました。社会経験の少ない若者は悪質な業者のターゲットになるなど、消費者トラブルに遭うことが今後も懸念されます。

県では若年者の消費生活の被害を防止・解決するため、専門的知識を有する弁護士から若年者やその保護者等が直接助言を受けられる専用の相談電話「まてふおん」を設置しています。

インターネット利用上の電子契約に関する相談や金融商品に関する相談、詐欺的な利殖商法に関する相談など直接電話で相談できます。

若者専用 消費者トラブルホットライン

まてふおん

019-625-5250

開催日：毎月2回（表のとおり） 時間：16：30～18：00

| R 5 | | |
|-----|-------|--------|
| 4月 | 6日（木） | 18日（火） |
| 5月 | 2日（火） | 18日（木） |
| 6月 | 8日（木） | 22日（木） |
| 7月 | 5日（水） | 20日（木） |
| 8月 | 3日（木） | 17日（木） |
| 9月 | 7日（木） | 21日（木） |
| 10月 | 4日（水） | 19日（木） |
| 11月 | 2日（木） | 16日（木） |
| 12月 | 7日（木） | 21日（木） |
| R 6 | | |
| 1月 | 5日（金） | 18日（木） |
| 2月 | 8日（木） | 22日（木） |
| 3月 | 7日（木） | 19日（火） |



いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター「まてのすけ」

弁護士に相談するべきか悩む場合は、**県民生活センター**消費生活相談電話 019-624-2209 まで事前にご相談ください。